

福島県保健・医療・福祉復興推進計画
に基づく復興推進事業の手続き
(福祉関係)

I 介護老人福祉施設等整備推進事業

1. 事業概要

本事業は、東日本大震災により被災した介護保険施設の入所者等に対する受け皿を整備するとともに、浜通りエリア等における要介護高齢者等の増加に対応するため、介護老人福祉施設等（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）の医師の配置基準に関する特例を認めることにより、介護サービスの継続及び当該施設の整備を推進するものである。

【事業実施主体】

福島県（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては、当該施設の存する市町村）

【事業対象者】

- ・東日本大震災の発生時点において、浜通り関係市町村等（相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村、大熊町、富岡町、浪江町、檜葉町、広野町、双葉町、葛尾村、川内村、いわき市、田村市）の区域内に介護老人福祉施設等（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）を既に設置しており、福島県内で当該介護老人福祉施設等を再開（仮施設による再開を含む。）しようとする者
- ・浜通り関係市町村等内に新たに介護老人福祉施設等を整備しようとする者

2. 特例措置の内容及び基準

(1) 特例措置の内容

1. の事業対象者に該当する介護老人福祉施設等であって、病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町村長）が認めるものについては、医師の配置基準について適用しない。

(2) 特例措置の適用を受ける介護老人福祉施設等の基準

ア 事業対象者に関する基準

1. に記載する事業対象者であること。

イ 人員に関する基準

病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保して入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと認められるときは、医師を配置しないことができること。その他人員に関する基準については、指定介護老人福祉施設等の基準に従うこと。

ウ 設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については、指定介護老人福祉施設等の基準に従うこと。なお、連携先の病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等については、次の点に留意するものとする。

①連携先の病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等に

については、規制の特例措置の適用を受ける介護老人福祉施設等から近距離にあることが望ましいこと。

②連携先の病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を書面で取り決めておくこと。

3. 特例措置の適用を受ける場合の手続き等

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第86条第1項若しくは第86条の2第2項の申請、同法第89条の届出、同法第78条の2第1項若しくは第78条の12において準用する第70条の2第2項、同法第78条の5第1項の届出、老人福祉法第15条第3項若しくは第15条の2第2項の届出又は同法第15条第6項の申請に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書（様式（特養））を、県（特例措置を受けようとする介護老人福祉施設等の所在地を所管する保健福祉事務所、いわき市にあってはいわき市長寿介護課。ただし、地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町村）に提出すること。

ア 特例措置を受けようとする介護老人福祉施設等の名称及び所在地

イ 連携先の病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等の名称及び診療科名（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との具体的な連携内容（契約書等の写しを添付すること。）

ウ 入所者に対する健康管理及び療養上の世話の実施に係る計画

(2) 特例措置の適用

県は（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町村）は、当該申請の内容を審査し、連携先の病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うことができると認められる場合は、特例措置を適用する。

(3) 特例措置の適用期間

平成33年3月31日までを限度

(4) 留意事項

ア 介護報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける施設に係る介護報酬の取扱い（介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む）については、従前どおりの取扱いとすること。

イ 特例措置適用期間後の取扱い

従前どおりの基準による取扱いとする。

様式（特養）

福島県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく介護老人福祉施設等整備推進事業の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

1 特例措置を受けようとする介護老人福祉施設の名称及び所在地

(1) 名称

(2) 所在地

2 連携先の病院、診療所若しくは老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等の名称及び診療科（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との具体的な連携内容

※ 契約書等の写しを添付すること

3 入所者に対する健康管理及び療養上の世話の実施に係る計画

Ⅱ 介護老人保健施設整備推進事業

1. 事業概要

本事業は、東日本大震災により被災した介護保険施設の入所者等に対する受け皿を整備するとともに、浜通りエリア等における要介護高齢者等の増加に対応するため、介護老人保健施設の医師の配置基準に関する特例を認めることにより、介護サービスの継続及び当該施設の整備を推進するものである。

【事業実施主体】

福島県

【事業対象者】

- ・東日本大震災の発生時点において、浜通り関係市町村等（相馬市、南相馬市、新地町、飯館村、大熊町、富岡町、浪江町、檜葉町、広野町、双葉町、葛尾村、川内村、いわき市、田村市）の区域内に介護老人保健施設を既に設置しており、福島県内で当該介護老人保健施設を再開（仮施設による再開を含む。）しようとする者
- ・浜通り関係市町村等内に新たに介護老人保健施設を整備しようとする者

2. 特例措置の内容及び基準

(1) 特例措置の内容

1. の事業対象者に該当する介護老人保健施設であって、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと知事が認めるものに係る医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすることができること。

(2) 特例措置を受ける施設の基準

ア 事業対象者に関する基準

1. に記載する事業対象者であること。

イ 人員に関する基準

病院又は診療所との密接な連携を確保して入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な利用並びに日常生活上の世話を適切に行うと認められるときは、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）第2条第1項第1号にかかわらず、医師の配置を実情に応じた適当数とすることができることとし、当該特例措置の基準は次によるものとする。

なお、その他人員に関する基準については、介護老人保健施設の基準に従うこと。

- ① 連携先の病院又は診療所との協定又は契約が締結され、当該病院又は診療所からの医師の派遣により日常的な健康管理等が確保されるものであること。

- ② 複数の医師が勤務する形態でもよいこととする。ただし、専任の医師を定めておくこと。
- ③ 医師は非常勤で差し支えないが、週当たりの医師の配置時間数は、「入所定員÷100人×32時間」以上とすること（例、入所定員50名であれば、延べ週16時間以上）。
- ④ 病院等から医師を派遣してもらう場合は、勤務体制を明確に定めておくこと。

ウ 設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については、介護老人保健施設の基準に従うこと。
なお、連携先の病院又は診療所については、次の点に留意するものとする。

- ① 携先の病院又は診療所は、介護老人保健施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあること。ただし、オンコール体制等により、病院又は診療所の専任医師等との連絡体制が整備されている場合はこの限りではない。
- ② 連携先の病院又は診療所が標榜している診療科名等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。
- ③ 連携先の病院又は診療所に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ書面で必要な事項を取り決めておくこと。

3. 特例措置の適用を受けようとする場合の手続き

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第94条の開設許可若しくは変更許可の申請、同法第94条の2の許可の更新の申請又は同法第99条の変更の届出に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書（様式（老健整備））を、県（特例措置を受けようとする介護老人保健施設の所在地を所管する保健福祉事務所、いわき市にあってはいわき市長寿介護課）に提出すること。

ア 特例措置を受けようとする介護老人保健施設の名称及び所在地

イ 特例措置によらなければ医師の配置基準を満たすことができない理由

ウ 連携先となる病院又は診療所の名称及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容（契約書等の写しを添付すること。）

エ 専任の医師の氏名（複数の医師が勤務する場合）

オ 施設所在地及び連携先医療機関が表示された地図

カ 入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話の実施に係る計画

(2) 特例措置の適用

県は、当該申請の内容を審査し、連携先の病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うことができると認められる場合は、特例措置を適用する。

(3) 特例措置の適用

平成33年3月31日までを限度

(4) 留意事項

ア 介護報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける施設に係る介護報酬の取扱い（介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。）については、従前どおりの取扱いとすること。

イ 特例措置適用期間後の取扱い

従前どおりの基準による取扱いとする。

※ 本事業の特例措置の適用期間満了までに、特例措置によらない医師の配置基準を満たす必要があるもの

様式（老健）

福島県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく介護老人保健施設整備推進事業の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

- 1 特例措置を受けようとする介護老人保健施設の名称及び所在地
 - (1) 名称

 - (2) 所在地

- 2 特例措置によらなければ医師の配置基準を満たすことができない理由

- 3 連携先となる病院又は診療所の名称及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容
※ 契約書等の写しを添付すること。

- 4 専任の医師の氏名（複数の医師が勤務する場合）

- 5 施設所在地及び連携先医療機関が表示された地図

- 6 入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話の実施に係る計画